

徳島県剣道連盟剣道称号・段級位審査規則を次のように定める。

平成 17 年 4 月 1 日

徳島県剣道連盟

徳島県剣道連盟剣道称号・段級位審査規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、徳島県剣道連盟(以下「県連盟」という。)会則第 14 条(審査等)の規定に基づき、剣道の称号・段級位の審査、授与等について定める。

(準用規定)

第 2 条 審査等に関しては、全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。)剣道称号・段級位審査規則、細則、実施要領に準ずるほか、本規則に定めるところによる。

(審査員選考委員会)

第 3 条 県連盟は審査員選考委員会を設置し、同委員会は、段位及び級位を審査する審査員を選考する。

2 審査員選考委員会は、県連盟会長が任命する理事 2 名、範士 2 名、及び学識経験者 1 名の委員をもって組織する。その任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 県連盟の事情により、前項により難いときは、委員の構成を変えることができる。但し、同一資格の委員のみによって組織することはできない。

4 県連盟会長は、委員の氏名等を全剣連会長に報告しなければならない。

5 審査員選考委員会は、必要に応じて県連盟会長が招集し、これを主宰する。

6 審査員選考委員会の運営については、全剣連選考委員会に関する規定を準用する。

(審査委員長)

第 4 条 審査会に審査委員長を置く。

2 前項の審査委員長は、審査会を掌理し、審査事務従事者を指揮監督する。

3 審査委員長は、県連盟の理事又はこれに準じる者の中から、県連盟会長が委嘱するものとする。

(審査員の選考・委嘱)

第 5 条 審査員選考委員会が審査員を選考したときは、審査員選考委員会は審査員の

氏名等所定の事項を記載した名簿を県連盟会長及び全剣連会長に報告しなければならない。

- 2 級位及び初段ないし五段の審査員は、県連盟会長が審査会ごとに、前項の審査員名簿の中から選考し、委嘱するものとする。

(審査員の選考基準及び審査員の数)

第 6 条 段位・級位の審査員を選考する基準は、次のとおりとする。

- 2 級位及び初段ないし三段を審査する審査員は、錬士六段以上の資格を有する者 5 名とする。
- 3 四段及び五段を審査する審査員は、教士七段以上の資格を有する者 6 名とする。

(審査会)

第 7 条 第 5 条第 2 項の規定により委嘱された審査員をもって、審査会を組織する。

- 2 前項に規定する審査会のうち、段位審査の審査場に審査主任 1 人を置く。
- 3 前項の審査主任は、審査委員長の指揮監督を受けて、当該審査場の審査を運営するほか、審査員を掌握する。

(審査員の責務等)

第 8 条 審査員は、審査にあたり、いかなる段位・級位においても常に厳正、適正かつ公平でなければならない。

- 2 審査員は、公正、公平を疑われるような、いかなる言動も慎まなければならない。また、審査員は審査員を委嘱されたことを口外してはならない。

第 2 章 段級位の審査

(付与基準)

第 9 条 県剣連における審査の級位は、8 級より 1 級までの 8 階級、段位は初段より五段までの 5 階級とし、それぞれ次の各号の基準に該当する者に与えられる。

- (1) 級位は、剣道の基本を修習し、各階級に応じた技倆相当と認められる者
- (2) 初段は、剣道の基本を修習し、技倆良なる者
- (3) 二段は、剣道の基本を修得し、技倆良好なる者
- (4) 三段は、剣道の基本を修錬し、技倆優なる者
- (5) 四段は、剣道の基本と応用を修熟し、技倆優良なる者
- (6) 五段は、剣道の基本と応用に錬熟し、技倆秀なる者

(審査区分)

第 10 条 級位及び初段ないし五段までの審査は、県連盟が全剣連より委任されて行い、六段以上は全剣連が行う。

2 級位及び初段の審査は、中部・西部・南部の三地区に分け、出張審査を行う。

3 二段ないし五段の審査は、中部の一会場で行う。

(受審資格)

第 11 条 段位及び級位を受審しようとする者は、県剣連の登録会員であって次の各号の条件満たさなければならない。

級位・段位	資 格
6～8 級	小学 1～3 年生には認定により技倆相当の級位を与える。
5 級	小学 4 年生以上は 5 級より受審できる。
4 級	中学生以上は 4 級より受審できる。
3 級	高校生(相当年齢)以上は 3 級より受審できる。
2 級	3 級受有者で、小学 5 年生以上を受審資格とする。
1 級	2 級受有者で、小学 6 年生以上を受審資格とする。 大学生、一般(大学生相当年齢以上)は 1 級より受審できる。
初 段	1 級受有者で、13 歳以上(審査日基準)を受審資格とする。
二 段	初段受有後、1 年以上修業した者
三 段	二段受有後、2 年以上修業した者
四 段	三段受有後、3 年以上修業した者
五 段	四段受有後、4 年以上修業した者

2 級位は経過日数を必要とせず毎回受審可能とする。

3 四・五段の受審者は、定められた講習会の受講生であること。

また五段の受審で、社会体育指導者資格初級の認定を受けた者については、学科試験を免除する。

4 次の各号のいずれかに該当し、県連盟会長が特段の事由があると認めて許可した者は、第11条第1項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。

(1) 二段ないし五段の受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年 齢
二 段	35 歳
三 段	40 歳
四 段	45 歳
五 段	50 歳

ア 第4項の「特段の事由」とは、当該段位相当の付与基準に達していると認められるにもかかわらず、国外に居住したなどの事情により受審することができなかった場合をいう。

イ 第4項第1号の受審者は、希望する段位を限定して受審するものとし、同時に複数の段位を受審することはできない。

審査は、受審した段位についてのみ合否を決定するものとする。

(2) 初段ないし五段の受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	修 業 年 限
初 段	1級受有者
二 段	初段受有後3ヶ月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

ア 第4項第2号の「特に優秀と認められる者」とは、全国規模の大会及び県連盟が主催する大会等で抜群の成績を納め、かつ、技倆が当該段位に匹敵するに十分と認められる者をいう。

イ 第4項第1号及び第2号の受審は、当分の間1回限りとする。

(審査の方法)

第12条 級位の審査は実技を行う。3級ないし1級の審査にあつては実技と木刀による剣道基本技稽古法により行う。段位の審査は、実技、日本剣道形及び学科について行う。

2 学科の審査は、筆記試験により行う。

3 初段ないし五段の審査において、日本剣道形、または学科審査の不合格者はその科目を再受審することができる。但し、再受審の受審期間は、不合格となった当該審査日から1年以内とし、回数は1回限りとする。

(審査の合否)

第13条 級位及び初段ないし三段の受審者は、審査員3名以上の合意により合格とする。

2 四段ないし五段の審査は、審査員4名以上の合意により合格とする。

(受審制限等)

第14条 県連盟の登録会員で規則に定める資格を有している者は、全剣連または県連盟の行う称号、段位及び級位の審査を受審することができる。

2 県連盟は、会員に対し、次の各号に該当する場合のほかは、全剣連への審査

の申込みの受け付け、または受審を拒否することができない。

- (1) 会員として義務を果たさず、会員として不適当な行為をした者
 - (2) 心身に障害があり、受審することが本人の安全その他の面において適当でないと認められる者
 - (3) 犯罪容疑あるいは社会的信用を失墜する行為があり、剣道人として相応しくないと認められる者
 - (4) 前3号のほか特別な事由により適当と認められない者
- 3 前項各号の措置は、県連盟の理事会、またはこれに準じる機関の議を経て行うものとする。
- 4 審査会の審査委員長は、審査の実施にあたり、次の各号の該当する者について受審を差し止めることができる。
- (1) 心身の異状または障害が認められ受審することが適当でないと認められる者
 - (2) 剣道試合・審判規則第15条に規定する薬物等を使用していると認められる者
 - (3) 受審にあたり不正を行い、または行おうとした者
 - (4) 審査会場の秩序を乱すような行為をした者

第 3 章 雑 則

(審 査 料 等)

第 15 条 称号、段位及び級位の審査料、ならびに合格に伴う登録料については、別に定めるところにより、県連盟に納入しなければならない。

- 2 第11条第4項第1号に規定する登録料は、初段より累計した額とする。

(証 書 の 授 与)

第 16 条 合格証書は、級位については県連盟会長が、称号及び段位については全剣連会長がそれぞれ授与する。

(外 国 人 の 取 扱 い)

第 17 条 外国人の称号、段位及び級位の審査に関する諸手続その他については、本規則の規定を準用するほか、諸手続については別に定める。

(附 則)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成6年4月1日制定の称号審査規定、段位審査規定及び平成6年4月1

日制定の審査員の選考に関する内規は、これを廃止する。但し、上記規定によって授与された称号または段位については、本規則により授与される相当の称号または段位として資格あるものとする。

- 3 この規則を一部改正し、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この規則を一部改正し、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この規則を一部改正し、令和4年4月1日から施行する。